別表十一(十三)の記載要領第１号中「、青色申告書を提出する法人で所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）」を「又は青色申告書を提出する法人で所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）」に改め、「又は青色申告書を提出する法人で所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（第６号及び第７号において「平成30年旧措置法」という。）第61条の２第１項（農業経営基盤強化準備金）に規定する特定農業法人である同項に規定する農地所有適格法人（同項に規定する認定農地所有適格法人を除く。）に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合」を削り、同第二号を削り、同第三号中「「交付金等の該当号　(2)」」を「「交付金等の該当号　(1)」」に改め、「農業経営基盤強化促進法施行規則」の次に「（昭和55年農林水産省令第34号）」を加え、「に該当する場合には、」を「のいずれに該当するかに応じ」に改め、同号を同第二号とし、同第四号中「「(4)のうち損金経理による積立額　(5)」」を「「(3)のうち損金経理による積立額　(4)」」に、「「(10)」」を「「(9)」」に改め、同号を同第三号とし、同第五号中「「(4)のうち剰余金の処分による積立額　(6)」」を「「(3)のうち剰余金の処分による積立額　(5)」」に、「「(10)」」を「「(9)」」に改め、同号を同第四号とし、同第六号中「「任意取崩し等の場合　(26)」」を「「任意取崩し等の場合　(25)」」に改め、「又は平成30年旧措置法第61条の２第３項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同号を同第五号とし、同第七号中「又は平成30年旧措置法第61条の３（農用地等を取得した場合の課税の特例）」を削り、同号を同第六号とし、同第八号中「「(32)のうち損金経理による金額　(33)」」を「「(31)のうち損金経理による金額　(32)」」に、「「43の計」」を「「42の計」」に、「同表「48」」を「同表「47」」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、第３号又は第４号の規定により同欄に記載することとなる金額があるときは、当該金額との合計額を同欄に記載すること。

別表十一(十三)の記載要領第八号を同第七号とし、同第九号中「「(32)のうち剰余金の処分による金額　(34)」」を「「(31)のうち剰余金の処分による金額　(33)」」に、「「43の計」」を「「42の計」」に、「別表四「48」」を「別表四「47」」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、第３号又は第４号の規定により同欄に記載することとなる金額があるときは、当該金額との合計額を同欄に記載すること。

別表十一(十三)の記載要領第九号を同第八号とする。